

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二
回）
二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の
発行の特例に関する法律（平成
二十三年法律第六号）第二条
第一項及び東日本大震災からの
復興のための施策を実施するた
めに必要な財源の確保に関する
特別措置法（平成二十三年法律
第六十七号）第六十九条第一項
並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十七条及び第六十二条第一
項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に価格競争入札にお
いて、価格競争入札において

六

イ

発

債 別 参 市
格 第 加 場
入 札 格 Ⅱ 者 特
価 行 札 格 Ⅱ 者 特
入 札 発 行 争 額

非 競 争 入
札 発 行 争 額

額 面 金 額 二 兆 二 千 九 百 六 十 億
 円 額 面 金 額 二 兆 二 千 九 百 六 十 億
 う ち 平 成 二 十 三 年 度 に お け る
 公 債 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行
 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行
 行 した 利 付 金 二 兆 九 百 八 十 億
 面 金 額 十 五 兆 二 千 九 百 八 十 億
 六 百 九 十 五 万 円 の 東 日 大 震 災 施
 か ら の 復 興 の た め の 財 源 の 確 保 に
 す る た め に 必 要 な 財 源 の 確 保 に
 関 する 特 別 措 置 法 第 十 九 条 第
 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
 付 金 九 十 九 億 八 千 四 百 三 十 万
 円 、 特 別 規 定 に 基 づ き 発 行 し た
 十 七 条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た
 利 付 金 六 千 六 百 十 五 億 八 千 九 百
 で 六 千 六 百 十 五 億 八 千 九 百
 十 五 万 円 の 同 法 第 十 二 条 第 一
 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
 国 債 九 百 九 十 九 億 五 千 二 百 九
 千 九 百 九 十 九 億 五 千 二 百 九
 円 特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 十
 七 条 第 一 項 に 基 づ き 発 行 し た 利
 特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 十 七
 条 第 一 項 に 基 づ き 発 行 し た 利
 条 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
 国 債 九 百 九 十 九 億 五 千 二 百 九
 億 五 千 四 百 四 十 五 万 円

十 十
イ 一
発

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

額 上 額 平 ず 額
面 の 面 成 る の
金 そ 金 二 ° 整
額 れ 額 十 四 数
百 ぞ 百 年 倍
円 の 円 二 年 の
に の に 月 金
つ 応 つ き 二 額
き 募 き 十 二
百 価 百 一 十 一
円 格 円 日 日
二 一 一
銭 錢 錢 以
以

(一) 年 ○
募 入 三
払 込 決 定
金 額 の 通
出 額 に 知
し 加 を
た え 受
日 金 け
に 額 を 次
払 の 第 の
い 算 二 算
込 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 63}{100 \times 365}$$

(二)
の 口 る に
に 座 も 係 発
つ に の る 行
い 記 と 所 時
て 載 し 得 に
は 又 て 税 お
、 は 振 が い
前 記 替 源 て
記 録 口 泉 、
(一) さ 座 徴 そ
の れ 簿 収 の
算 る 中 さ 利
式 も の れ 子

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 金 期 利 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成 財務 日本 額 平 平 日 毎
 二 務 本 面 成 利 て を 年
 十 大 銀 金 二 子 、 そ を 六
 四 臣 行 額 十 八 年 支 の 月
 年 大 行 額 八 年 払 の 二
 二 臣 行 額 年 十 日 十
 十 大 行 額 十 日 十 日 十
 一 臣 行 額 日 十 日 十 日
 日 臣 行 額 日 十 日 十 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平
 定 、 、 が 金 と 成 控
 す 次 、 そ の 銀 額 し 二 除
 期 号 其 の 行 を を 、 十 税
 日 及 翌 休 支 支 次 四 率
 に 第 業 業 払 の 算 年 乗
 つ 十 日 に 業 日 日 式 六 じ
 つ 六 支 支 支 算 月 した
 いて 号 払 払 式 二 金 可
 同 十 日 日 支 支 日 十 額
 じ 六 日 日 支 支 日 十 額
 。 十 日 日 支 支 日 十 額
 。 六 日 日 支 支 日 十 額